

発行責任者 森越 初美
 TEL 03-5320-7412(直)
 内線 63-210
 FAX 03-3349-1502
 Eメール info@eiseikyoku-shibu.com
 URL http://www.eiseikyoku-shibu.com

えいせい

高齢期雇用に係る基本的な考え方と当面の たまたかについて、組合員の活発な意見を!

人事院は、定年延長に向けた制度見直しについて、「高齢期雇用問題に関する検討状況の整理」を昨年12月に示し労働組合や各府省庁の意見を聞きながら「意見の申出」に向けて「素案」作成を行っています。自治労連は、職場討議資料を作成し組合員からの意見を集約します。

年金制度改悪と高齢者雇用安定法

社会保障制度改悪の一環として実施された年金制度改悪により、支給開始年齢が繰り延べられ、基礎年金部分の支給開始年齢は段階的に引き上げられ、2013年度以降は65歳からの支給開始とされました。

政府・厚生労働省は、雇用と年金の接続を図るとして、2004年12月に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」を改正・施行し、年金開始年齢までの安定した雇用の確保を図るとして、事業主に対し、2006年4月1日から定年年齢の引き上げなどの措置を義務付けました。

公務における再任用制 度の状況

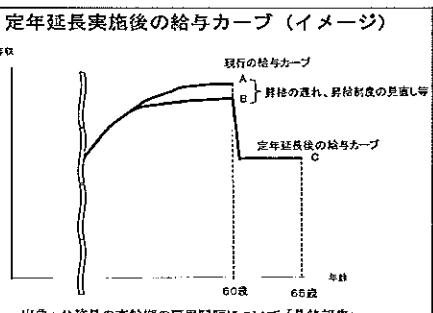
公務においては、先述の「高齢者等の雇用の安定等に関する

人事院の動き

法律」は不適用とされ、一方で先行して「再任用制度」が導入されています。本来、年金支給年齢繰り上げに対応すべきものでしたが、制度導入時の自治労連の要求であった「希望者全員の任用」「定数外とする」「高齢者の経験と熟練をいかした職の開発」等がまともに行われず、①「定数の枠内」とした上で、定数そのものが削減される中で、「希望者全員の再任用」が行われていないこと、②任用に当たって恣意的な運用が行われていること、③制度はあっても運用の格差が大きく、中には再任用を行わない自治体もあること、④再任用を行っているところでも「経験者の安上がり活用」といわざるを得ない状況にとどまるなど、認められるべき権利性がいまもないものにとどまっています。

人事院は2010年の人事院勧告で「定年延長に向けた制度見直しの骨格」を示し、「意見の申出」を行うこととしていました。しかし、作業の遅れ等により「意見の申出」は今年2011年人事院勧告と同時期に出されることが見込まれています。

2010年12月の「高齢期雇用問題に関する検討状況の整理」の中では、検討の視点として、①能力・実績に基づく人事



管理を徹底し、単なる高齢期雇用機会の拡大としない、②総給与費の増加を抑制することを前提とする、③高齢期の事情を踏まえた多様な働き方を実現する、ことをあげています。

政府の動き

政府の公務員制度改革をめぐっては、今年4月5日に推進本部決定された公務員制度改革の「全体像」では、「雇用と年金の接続」として、「国家公務員についても60歳超の職員に係る新たな仕組みが必要」と指摘しつつ、「今後、再任用制度に関する見直しを図りつつ雇用を確保する方策のほか、給与水準を引き下げつつ、組織力を維持し、質の高い行政サービスを提供しながら、定年を段階的に引き上げる方策」を検討すると述べています。

このように、定年延長は、公務員制度改革の重要課題と位置づけられている点で、公務労働者の生活保障という面と同時に、55歳以上の賃金見直しと評価制度の導入による検討が狙われる危険があります。

す。公務員下の特例法案の廃案にむけた取り組みと合わせて要求を鮮明にしたことが必要です。

新たな
高齢期
雇用を
めぐる
自治労
連の基
本的な
考え方
①社会保
障の水準
が低い日
本の実態
では、年
金だけで
生活がま
かなえ
ず、働か
ざるを得
ない実態
がありま
す。自治
労連は現
行60歳
定年制導
入の際か
ら、「年齢
のみを根

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025 以降
定年年齢	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳				
生年月日	1952.4.2 ~53.4.1	1953.4.2~55.4.1		1955.4.2~57.4.1		1957.4.2~59.4.1		1959.4.2~61.4.1		1961.4.2~				

年金の財源は適正な国庫負担と企業負担で

現役の賃金抑制や年収200万円以下の労働者が1000万人を越えるなかで減り続ける年金財源などの問題については、国庫負担や企業負担の低さなど、年金制度全体のありかたの根本を是正することがなければ、給付水準の引き下げ、年齢の引き上げの悪循環に陥ることになります。

誰もが安心して高齢期の生活を送れるよう、機械的な年金支給開始年齢繰り延べを見直して、ライフサイクルに合った年金制度の拡充が求められています。

雇用と年金の継続が不可欠

② 人員削減による職場環境の悪化や60歳を超えての業務遂行能力に個人差が出てくるのも事実であり、人員体制の確保や働ける業務内容への転換など当局責任で「雇用と年金の接続」を担保させることが不可欠です。具体的には、「定年年齢を65歳に引き上

働き続けられる職場環境の整備を

③ 現在でも定年まで働き続けることが困難な現状であり、これを放置したまま定年延長を行っても実態として雇用と年金の接続となりません。働き続けることのできる職場づくりが不可欠であり、誰もが健康で安心して、長年の経験・専門性を生かして、働きがいを持つて定年まで働き続けることのできる職場環境整備と自己選択の保障を前提とした働き方を認めさせることが重要です。

1 必要な人員体制の確保を行うことや、健康の確保など少なくとも定年まで誰もが安心して働き続けることができる職場環境と体制を確立すること。

2 働き方については、定年延長を基本とするが、現行の再任用や再雇用嘱託員等の働き方及び、65歳まで働き続けることが困難な職種が存在をふまえ、働き方の自己選択を保障すること。その際、早期退職を選択したことに伴う退職手当の不利を生じさせないこと。

3 経験や熟練・専門性をいかした新たな職務・職域を拡大し、職場台意に基づく職務配置をすること。また、この間市場化・民営化を行った業務で発生している問題点を見直して、直営に戻しその業務への再配置を正規職員で行うこと。

4 臨時・非常勤職員についても、定年制を設けている場合、正規職員との均等待遇に基づき、定年延長について同様の措置を講ずること。

5 60歳代後半層の現行の賃金水準は維持すること。また、定年延長にあたっては職務・職責に変化がない場合、60歳以降の賃金抑制を行わないこと。

7 地方自治体での制度設計にあたって、国の制度を押し付けることなく、地方自治体の実態に基づく自主性を生かした制度とすること。

定年延長に関わる自治労連の基本要求

8 公務の規範性をいかし、民間労働者の高齢期雇用の改善を一体のものとして位置付けること。



馬毛島に米軍基地はいらない!

今後の日程

- ★病院・衛生局支部野球大会
日時 9月10日(土)
- ★自治労連大会日程
日時 8月21日〜23日
- ★囲碁大会
日時 9月17日(土)
- ★日本棋院八重洲囲碁センター
場所 日本棋院八重洲囲碁センター
- ★さよなら原発集会
日時 9月19日(月)祭日午後1時30分
- ★地域医療を守る運動全国交流集会
日時 10月1日〜2日
- ★場所 全国町村会館

生協からのお知らせ

9月の予定

★ サンプルーン

衛生局支部書記局 27階南側

※本庁舎以外で取り組む場合は予め連絡ください。

生協では、様々な模様し物を行っています。都区職員生協ホームページ

<http://www.tokushokuinseikyo.or.jp/>

ユーザー名・パスワードはともにCOOP(半角英数小文字)

第4回支部ついで大会

- 1 日時 8月27日(土) 午前10時
- 2 場所 奥多摩大丹波国際ます釣場
(青梅線川井駅下車徒歩25分)
- 3 参加費 おとな1,000円
こども(中学生まで)500円
- 4 昼食 焼きそば・フランクフルト
鱒・飲み物など用意します。

※おにぎり程度を持参してください。